

導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を実施する。

さらに、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であるという認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを養成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施する。平成23年度は、日本青年9名をデンマークに派遣するとともに、デンマーク、ニュージーランド、ドイツから同分野の青年リーダー13名を招へいし、それぞれ日本青年と各国青年リーダーとの意見交換や高齢者関係施設の訪問などを行う。

4 生活環境

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（平成23年3月閣議決定）に掲げた目標（〔1〕安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、〔2〕住宅の適正な管理及び再生、〔3〕多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、〔4〕住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保）を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業及び勤労者財産形成持家融資を行う。また、住宅ローン減税等の税制上の措置により、引き続き良質な住宅の供給を

促進する。

(イ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進

高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、平成23年4月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたところであり、介護・医療と連携して、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設することとしている。このサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例、住宅金融支援機構による融資を合わせて支援を行う。

(ウ) 公共賃貸住宅の適切な供給

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進する。

(エ) 住宅市場の環境整備

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）を踏まえ、中古・リフォーム市場整備のための総合的プランを策定し、実施する。また、引き続きホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等やラジオ番組との連携による消費者の普及啓発を行うほか、建物検査、住宅履歴情報の蓄積、保険制度への加入を行う事業に対する補助を継続して実施する。

インターネットを利用して消費者が中古住宅やリフォーム事業者を選択できる環境の整備を図る。

さらに、住宅エコポイント制度において、エコリフォームと併せて行うバリアフリーリフォームについてポイント発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会が行う相談・情報提供等に対する支援を行う。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の供給を行う。また、引き続き地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱う。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

(エ) 高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する高齢者等の住み替え支援制度の普及を図る。

また、同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行う。さらに、旧住宅公庫の融資について、返済期間中に自ら居住する要件を緩和し、高齢者等が所有する戸建て住宅等を子育て世帯等

へ賃貸することを可能とする。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証券化支援事業において、バリアフリー等の性能に優れた住宅に係る金利引下げを行う優良住宅取得支援制度について、時限的に金利引下げ幅を拡大する。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援する。

また、バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を新たに創設し、その供給促進のため、整備費に対する補助、税制上の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、原則として、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

高齢者住まい法に基づき、都道府県において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを支援していく。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、医療・介護と連携した安心できる住まいの提供を実施していく。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を推進する。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター、バリアフリー施設の整備について、補助を行う。

同様に、ノンステップバス等の車両の導入に対しては補助及び日本政策金融公庫による融資、低床型路面電車の車両の導入に対しては補助を行う。

また、移動はあらゆる生活活動に伴い発生す

る要素であり、また、就労、余暇を支える要素である。したがって、その障壁を取り除き、すべての人が安全に安心して暮らせる道路交通環境づくりを行うことが重要な課題となっており、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。

高齢歩行者等の安全を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③上下移動の負担を軽減するためのスロープや立体横断施設へのエレベーターの設置、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機の整備、⑨歩車分離式信号の運用、⑩携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供及び信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム(PICS)の整備、⑪信号灯器のLED(発光ダイオード)化を実施する。

また、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備、車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策等を実施する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などところにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を実施する。高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリア、高齢運転者等専用駐車区間の整

備等、道路交通環境の整備を実施する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者等の介助体験・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進する。

ICT等を活用し、高齢者や障がい者等の移動制約者に対する歩行者移動支援サービスの普及・展開や高度化に向け、バリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備促進等、移動支援に必要な環境整備を行う。

また、これらの歩行者移動支援施策を一層推進するため、外部有識者を含めた勉強会において、引き続き検討を行う。

ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、同法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）のうち一定のものの整備に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。

都市公園については、バリアフリー法に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に活動できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進している。また、社会資本整備総合交付金等の活用によって、高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備をより一層推進している。

エ 福祉施策との連携

大規模な公共賃貸住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、公的賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する事業を推進する。このため、平成23年度予算において、公的賃貸住宅と高齢者の生活を支援する施設や医療設備等を一体的に整備する場合、国が直接支援することとしている。

また、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合について、助成の上乗せを行う。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出と農園等の整備を推進する。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

平成22年中の交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は半数以上となっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成23年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第9次交通安全基本計画」(計画期間：23～27年度)等に基づき、①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育、③シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を対象とした交通安全教育、④高齢運転者対策等の交通安全対策を実施する。

なお、高齢運転者標識の様式の変更について、あらゆる機会を通じて広報啓発に努め、高齢運転者標識の標示の促進を図る。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりに関係機関等と協力して推進する。

また、振り込め詐欺の被害は全体として減少したものの、高齢者の被害が多いオレオレ詐欺が昨年には反転増加したことから、あらゆる法令を活用するなどして、オレオレ詐欺に重点指向した取締活動を強化するとともに、高齢者等に焦点を絞った広報啓発活動、関係機関等と連携した官民一体となった予防活動を推進する。なお、今回の東日本大震災に絡み、義援金等名目の詐欺が増加する恐れがあるため、注意を呼びかける。

さらに、高齢者をねらう悪質商法等の取締りの推進とともに、口座凍結等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等を確保できる体制を整備・強化することから、市町村において地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する研修や後見活動が行われるよう支援していく。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」に基づき、養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、22年度に引き続き必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行っていく。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施することとしている。

法務局・地方法務局の常設相談所等において、高齢者の人権相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を開始し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。平成23年度においても、引き続き高齢者施設等の社会福祉施設において入所者等及び家族が気軽に相談できるよう、特設相談所を開設するほか、全国一斉の「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を設け、相談窓口の開設時間を延長するとともに、休日も相談に応じるなど、人権相談体制を強化する予定である。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」(昭和24年法律第193号)及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進める。また、土砂災害防止基

本指針に基づき災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るとともに、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月）（国土交通省砂防部）」により市町村の警戒避難体制の整備が円滑に行えるように引き続き支援を行っていく。

高齢者を中心に増加する住宅火災による死者数の大幅な低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点項目として、地域が一体となって、住宅用火災警報器等の早期設置や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進する。

また、自然災害情報や国民保護情報といった緊急情報を瞬時に住民に伝達するシステム（J-ALERT）を構築しているが、現在は音声のみの伝達となっていることから、高齢者、聴覚障害者等の災害時要援護者向けに、瞬時に文字情報で伝達できるような新たな試験装置を開発し、実証実験を行う。

また、高齢者が安心して生活を営み、社会参加することができるよう、火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備・機器等について、前年度の火災警報設備等に引き続き、消火器具等の導入・普及方策等の検討を進める。

災害時要援護者の避難対策の先進的取組事例を紹介するなど、引き続き、市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取組を促進する。また、中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」において、高齢者をはじめとする災害時要援護者に対する情報提供のあり方等を検討する予定である。

山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施

設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施する。

エ 東日本大震災への対応

今回の震災に対応して、厚生労働省では、被災した高齢者が適切な介護サービスを受けられるようにするため、都道府県・関係団体と一体となって、①被災地以外での施設での受入可能人数、被災地への介護職員等の派遣可能人数の情報収集、②被災地での施設受入及び介護職員等の派遣要請の集約、③両者のマッチングを進めている。

また、介護施設等において、①入所者の定員超過利用を認め、②その際の介護報酬の減額を行わないこと、③人員・設備・運営基準等について柔軟な取扱を可能とすることを周知し、近隣自治体への受入が円滑に進むよう関係自治体に要請している。

社会福祉施設の空きスペースなどを福祉避難所として提供するよう関係各団体に依頼をしている。

あわせて、応急仮設住宅地域における、総合相談、デイサービス等の居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の整備に係る予算を計上した。

さらに、介護保険の被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより提示できない場合でも、氏名・住所・生年月日を申し出ることによって被保険者証を提示したときと同様の介護サービスを受けることができるようにした。加えて、被災地域の住民で財産に著しい損害を受けた者等については、介護サービスの利用者負担や介護保険施設等の食費・居住費を減免することとし、介護保険料についても、市町

村に対して減免及び徴収の猶予を働きかけた。これらの市町村が負担した減免分については、国による財政支援措置を行うこととしている。

年金に関しては、被災により、通帳、印鑑、キャッシュカード等を紛失した年金受給者であっても、運転免許証等本人確認のできるものを金融機関窓口へ持参すれば、年金の受給ができるようにするとともに、被災地の事業主への厚生年金保険料等の納付期限の延長を行う。

日本司法支援センター（法テラス）では、震災に起因する法的トラブルを抱え、経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者を支援するため、生活再建に役立つ法制度等の情報提供を行う。また、被災地に弁護士を派遣して法律相談等を実施するほか、平成22年度から日本弁護士連合会や各地の弁護士会と共催で行っている弁護士による無料電話相談を引き続き実施するとともに、新たに、日本司法書士会連合会及び各地の司法書士会と共催で、司法書士による無料電話相談を実施する。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いていける範囲の身近な公園をはじめとした都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川等は、高齢者にとって憩いと交流の場を提供する役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月閣議決定）を踏まえ、農村において高齢者が健康に生涯現役で活躍で

きるよう、高齢者グループが行う起業活動や、医療関係者による健康状態調査等の健康管理活動を推進するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施する。

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、生活面を支援する助け合い活動を推進するとともに、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、事故実態に基づいた安全指導を進めるための農作業事故の対面調査による詳細分析やトラクターの転倒事故通報システムの実用化試験等を実施するほか、多発している農業機械の転落・転倒事故に絞った農作業安全の全国運動を展開する。

さらに、高齢者向け加工食品の供給の円滑を図るため、安定的な供給の推進に向けての方策の検討を行い、課題や対応方向を整理したガイドラインを作成するとともに、食料品へのアクセスが困難となっている地域において、高齢者等への食料品の円滑な提供を図るため、その困難度を客観的に推計するための指標の実用化に向けた取組を支援する。

加えて、「森林・林業基本法」（昭和39年法律第161号）に基づき策定された「森林・林業基本計画」（平成18年9月閣議決定）を踏まえ、高齢林業者の技術の伝承、豊かな社会経験に基づく知恵の活用等に向けた支援を行う。

さらに、「水産基本法」（平成13年法律第89号）に基づき策定された「水産基本計画」（平成19年3月閣議決定）を踏まえ、高齢者に配慮した施設整備を実施する。